

学校規模適正化第2期実施計画(案) 古江台自治連合協議会説明会

- 1 日時 平成18年2月12日(日)
午後7時30分～午後8時30分
- 2 場所 古江台市民ホール
- 3 出席者 古江台自治連合協議会関係団体代表者 24名
吹田市教育委員会 理事 北野 敞義
教育企画人権室 室長 京江 民治
学校教育部 総括参事 高橋 一秀
教育企画人権室 参事 本田 正勝
参事 川下 貴弘
教育総務課 廣瀬 康彦
- 4 進行
(1) 北野理事挨拶
(2) 高橋総括参事 配布資料「学校規模の適正化を進めます」「第2期学校規模適正化事業実施計画(案)検討概要」「適正化に向けての4案の評価比較表」に基づき説明
(3) 質疑応答
- 5 質疑応答の要旨等
発言者について
古江台自治連合協議会関係団体代表者・・・発言者の順にアルファベットで表記
教育委員会事務局・・・・・・・・・・「教」で表記

発言者A氏

A まず、(配付した資料「第2期学校規模適正化事業実施計画(案)検討概要」の)第2-1案ですが、北千里小学校を青山台小学校に統合するということになると、中学校も青山台中学校になるわけですか。それが1点と、第1案になると、古江台3丁目から今北千里小学校に行っていますけれども、例えば、青山台小学校を選んだ場合には、青山台小学校に6年間行き、その次には全然知らない古江台中学校に行くという形になりますが、その形は望ましいのかなという気がするんですけども、その2点をお聞きしたいです。

教 第2-1案の青山台1丁目、古江台3丁目共に青山台小学校へ行く場合は、私どもは中学校は青山台中学校にという想定をさせていただきました。それで、第1案につきましては、基本的には古江台3丁目を古江台小学校区に変更し、青山台1丁目を青山台小学校区に変更しますが、いわゆる経過措置ということで、古江台3丁目の在校

生については青山台小学校にも行けます、選択できますという経過措置を設けたものでございまして、基本的には原案に沿った形で、中学校は本来の古江台中学校に通学していただくということを基本的に考えております。

A その場合は、青山台中学校という選択肢はないわけですか。それはできないということでしょうか。

教 現在のところ、中学校についてはあくまでも古江台中学校に通学していただくということで考えております。

発言者 B 氏

B 第1案を取り上げた場合、(配付した資料「学校規模の適正化を進めます」の)この代替案の1、2、3(の経過措置)を取り入れる方向はお考えになっておられるんですか。その場合は、要するに新2年生から6年生については、卒業時まで青山台小学校を選択することも可能であるということを取り入れていくのかどうかということをお聞きしたいと思います。それと、その場合、新1年生がお兄さん、お姉さんがいた場合は、要するにお兄さん、お姉さんがいる学校へ通学させることが可能ということが書いてありますけれども、それもそういう形を取っていくのかということをお聞きしたいと思います。「古江台3丁目に在住の場合、青山台小学校に通学していても、古江台中学校に通学することとします。」と書いてありますけれども、これも先ほどの説明では、(代替案を)取った場合は、古江台中学校に変更するとおっしゃったと思うんですが、ここのところをはっきりと説明をお願いできますか。

教 (配付した資料の)「適正化に向けての4案の評価比較表」の第1案(原案)ですけれども、基本的には第1案(原案)の経過措置ということで、3つの経過措置を設けた代替案を今回、お示しをさせていただいているということで、第1案はもともと選択という余地は全く無い形で提案をさせていただいたわけです。それで、そういうことからいろいろご意見を聞く中で、在校生の分断ということについて、北千里小の保護者のみなさんからかなり反対のご意見がありましたので、そういう分断しない方法はないかということで検討いたしまして、今回、基本的には原案なんですけれども、その経過措置ということで、在校生については一定、古江台3丁目の児童については青山台小学校にも行けるという選択の幅を設けたということでございます。ですから、中学校の方はそういう経過措置を設けるのではなく、基本的には原案であります。古江台3丁目の在校生については基本的には古江台中学校に行っていただく。要は、古江台3丁目は古江台小学校から古江台中学校へという基本的な流れがございまして。ただ、古江台3丁目の在校生については一定、小学校については選択できる幅を設けましたけれども、それは先ほど申しあげましたように、分断することについての反対のご意見がございましたので、その点を踏まえまして経過措置を設けたということで、基本的には古江台3丁目は古江台小学校であり、古江台中学校という流れは基本とし

ては取って行きたいと考えております。

発言者C氏

C 第1案で経過措置を取られたというのは、よくわかるんですが、その措置は中途半端だなという気がします。そこまでしているんだったら、中学校まですればいいのと思うんですけれども、青山台小学校を選んだ人が、古江台中学校に行きなさいと言われて、そこは全然知らない人ばかりで、今まで（最初から古江台小学校を選択した子どもは）古江台小学校でかなり友達を作って仲間同士になっているわけですよ。そのところに、いきなり青山台小学校に行っていた人が入って行くんですから、ちょっとそれは馴染めないと思うんですけれども。そこまで譲歩していただけるんだったら中学校も青山台中学校に3年間、3年間だけですからね。そこも経過措置を取っていただきたいと思います。それを取れないというんだったら、第2-1案の方が私はいいいんじゃないかと思うんですけれども。

教 北千里小学校の保護者の方からも、そういう意見はございます。それで、我々は今回このような経過措置を考えましたのは、やはり小学生ではなかなかまだ判断能力が無い子どもさんたちが、今まで机と一緒に並べて勉強していたのが、4月からいきなり地域によってそれぞれ別の小学校に行かなければならないということについて、なかなか子どもさんのご理解を得るのは難しいだろうし、保護者の方からも子どもを分断しないでほしいという要望をいただいております。それで、今回、小学校の部分についてはそういう経過措置を設けたわけなんですけれども、おっしゃっているように、中学校も経過措置を設けたらいいのではないかというご意見があるのもよくわかるんですけれども、我々は今回原則どおりさせていただいているのは、やはり中学校になりますと、当然、私立中学校を選択をされて、全然別の中学校へ行かれる方もたくさんおられますし、一定、物事の判断ができる年齢に達しておられますので、そういう判断ができるだろうと。

C（子どもたち自身で）その判断をするのに、中学校に上がった時に青山台中学校か古江台中学校を選択すればいい話で、今の案ではその選択ができないわけです。

教 古江台3丁目の人で青山台小学校を選んだけれども、中学校になったら古江台中学校に行かなければならないということでしたら、これは原案どおり最初から古江台中学校を目指していただく方がいいだろうというふうに思うわけです。それで、この経過措置を設けた意味というのは、やはり、要するにまだ判断能力が無い小学生が、友達と別れるという部分を何とか解消しようということ、我々は経過措置を設けさせていただいたということです。

C でも、そこを判断するのは、小学生の子どもではなくて、親が判断するわけですよ。青山台小学校か古江台小学校かというのは親が判断する。

教 要は、中学校を自由に選択できるということになりましたら、これは統廃合という

言葉ではなく、問題はそういうことではなく、学校の選択、要するにどちらの中学校がいいかというような選択になってしまいますので、我々としては、そこまで今の時代まだ中学校の選択を自由にできるところまでOKになっておりませんので、これはあくまでも経過措置ということでご理解をいただきたいということです。

C 中学校が選択できるかとかそういう話ではなくて、その小学校を今までずっと来ているのに、そこで中学校でパッと分かれるというのはかわいそうだと思うので、小学校まで（経過措置を）やられるのであったら、中学校までやったらいいじゃないかとうそれだけの話なんです。中学校がどちらがいいかとかそんな話をしているんじゃないかと。

教 おっしゃっていることは十分にわかっています。我々が経過措置を設けたのは、子どもたちの分断をできるだけ避けたい、そこだけの視点ですので、おっしゃっているように、青山台小学校に行っていて、友達も全部青山台中学校に行くからというようなことの言うておられる意味はもちろんわかっているわけなんですけれども、中学生になれば、それぞれやはり人生いろいろ分かれて行くわけですよ。

C そこ（中学校入学時）では、子どもは（物事が）わかりますけれども、今、この小学校の段階でどちらの小学校にするかの選択は、自分が選択するのではなくて親が選択するんです。だから、そこ（平成19年4月の校区変更実施時）で選択できればいいけれども、（小学生である子どもは）選択できないから親がやるわけですよ。それで、次に（物事の判断ができるようになり）選択できるような中学校になった時に、どちらを選択できるかという選択権が子どもにあればいいけれども、今（の案では）選択権が無いわけです。だから、自分は何も考えていなくて、そののところ（中学校に入学する時）で分断されるわけです。それはおかしいんじゃないですかと言っているんです。それだったら第2-1案の方が、ずっと小学校から中学校まで同じ友達で行けるので、第2-1案の方がいいんじゃないかと思います。

教 意見として聞いておきます。

発言者D氏

D 教育委員会としてはいつ頃決断されるんですか。

教 今後のスケジュールなんですけれども、冒頭にも言いましたように、平成19年4月に実施をしたいと考えております。まだまだ北千里小学校の保護者の方々とはお話をしなければと思っておりますけれども、単にスケジュールだけで行きますと、いちおう、平成19年4月にそれぞれの校区に分かれて通学することになりますと、北千里小学校の廃校という問題が出て参ります。それで、この廃校をするためには議会の承認が必要でございますので、我々としましては、今年の12月に議会に提案をさせていただいて、そこで議会の承認をいただきたいと。そのためにはまず、教育委員会の中で決める必要がありますので、今年の夏から秋にかけて教育委員会の方で決定を

して参りたいと考えております。教育委員会で決定をするためには、当然、いろんなみなさんのご意見を聞く必要がございますので、こういう会合を重ねながら、地域全体の総意がどこにあるかとうことでとらまえて、それで案についてもできるだけ多くの意見が取り入れられるような案を作って進めて参りたいと考えております。

D そうしましたら、今後も話し合っていくということですので、今日内容を初めて聞かれた方もあるんじゃないかと思っておりますので、今日は一応説明を受けたということにしておきたいと思っております。また、機会があればこういう会合をさせていただくということで、本日の説明会はそういう形で締めくりたいと思っております。